

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
及び沖縄バイオ産業振興センターの
指定管理者募集要項

令和8年8月

沖縄県商工労働部
ものづくり振興課

**沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び
沖縄バイオ産業振興センターの指定管理者募集要項 目次**

1 募集の目的	2 頁
2 指定期間	2 頁
3 施設の概要	2 頁
4 管理運営の基本的な考え方	3 頁
5 指定管理者の業務	4 頁
6 自主事業	8 頁
7 管理運営の基準	9 頁
8 施設使用料の取り扱い、施設管理に要する経費等	10 頁
9 応募資格要件	12 頁
10 指定管理者選定スケジュール	13 頁
11 募集要項の配布・現地説明会等について	13 頁
12 申請の手続き	15 頁
13 選定及び審査基準	16 頁
14 協定の締結	18 頁
15 指定管理者の留意事項	18 頁
16 県と指定管理者の責任分担	19 頁
17 指定管理者の取消等	19 頁
18 業務の引継	20 頁
19 問い合わせ先	20 頁
別表 1 県と指定管理者の業務区分	21 頁
別表 2 県と指定管理者のリスク分担	22 頁
別表 3 審査表	23 頁
別表 4 備品一覧表	24 頁
別表 5 利用料金収入に係る減免実績額	27 頁

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び 沖縄バイオ産業振興センターの指定管理者募集要項

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター（以下「バイオセンター」という。）及び沖縄バイオ産業振興センター（以下「振興センター」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成 15 年条例第 14 号。以下「バイオセンター条例」という。）第 3 条、及び沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成 25 年条例第 36 号、以下「振興センター条例」という。）第 3 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

1 募集の目的

現行指定管理者の指定期間が令和 8 年度で満了することに伴い、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定していますが、その確定は沖縄県議会の議決によります。

但し、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項により、県が各施設の管理の適正を期するために行った必要な指示等に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、県は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

3 施設の概要

バイオセンターは、バイオテクノロジー等を活用した研究開発を促進し、その成果を県内における魅力ある製品開発や付加価値の高い新たな産業創出に繋げることを目的として設置されたインキュベート施設です。

一方、振興センターは、バイオセンター等において確立した研究成果の事業化、商品化を実施する企業を支援し、県内のバイオ関連企業等の振興に資することを目的として設置されたポストインキュベート施設です。

指定管理者は、公の施設の管理だけでなく、各施設の効用を最大限に発揮し設置目的の達成を図るため、適正かつ効率的に施設運営をしていただく必要があります。

（１）施設の規模等

① バイオセンター

所在地	沖縄県うるま市州崎 1 2 - 7 5
建物構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造
敷地面積	17,813.75 m ²
延床面積	7,641.99 m ²

建築面積	5,358.94㎡
供用開始年度	平成15年度
施設概要	地上2階 3棟（管理棟、研究棟、実証棟）

② 振興センター

所在地	沖縄県うるま市州崎5-1
建物構造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	20,846㎡
延床面積	5,021.94㎡
建築面積	2,839.89㎡
供用開始年度	平成25年度
施設概要	本館（地上3）、物理処理棟、実証棟、機械室、守衛室 計5棟

（2）開館時間及び休館日

名 称	開館時間	休館日
バイオセンター	原則として午前8時30分～午後5時	① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ③ 12月29日から翌日の1月3日までの日
振興センター	原則として午前8時30分～午後5時30分	

4 管理運営の基本的な考え方

- （1）施設の使用許可等「公の施設」の管理に関する権限を指定管理者に委任して管理を行っていただくことから、利用の平等性、公平性、適正なサービス、守秘義務の確保等を含め、これまで地方公共団体が果たしてきた義務や責任を指定管理者においても同様に果たしていただく必要があります。
- （2）上記「3 施設の概要」を踏まえ、各施設の利用促進・活性化を図るとともに、設置趣旨に沿った効果的・効率的な管理運営に努めるものとします。
- （3）指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理運営費の節減に努めるものとします。
- （4）指定管理者においては、施設の現状を正確に把握し、施設の維持・修繕等の業務を適正かつ効率的に実施していく必要があります。また、バイオセンターにおいては、特に分析機器等について専門的なメンテナンスを怠らず、常に最良の状態を保っていただきます。
- （5）事故等を未然に防ぎ、災害や緊急時の連絡体制、救助等の適切な職員配置体制をとるものとします。

5 指定管理者の業務

(1) 業務の範囲

指定管理者は次の業務を行うものとします。このうち、機械器具の操作指導等の詳細については、別紙の「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター業務管理仕様書」（以下「管理仕様書」という。）のとおりです。

また、指定管理者は、業務を一括して他の事業者等に委託することはできません。

ただし、業務の一部を専門業者等に委託することは可能です。

- ① 各施設の設置の目的を達成するための業務
 - ア 利用率向上に関する業務（企業誘致、広報 等）
 - イ 入居企業等支援に関する業務（技術・経営相談対応等）
- ② 各施設の利用（施設、附属設備又は機械器具）の許可等に関する業務
 - ア 各施設の利用の許可・取り消し等に関する業務
 - イ 原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- ③ 各施設の利用料金の収受等に関する業務
 - ア 利用料金の収受に関する業務
 - イ 利用料金の減免に関する業務
 - ウ 利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- ④ 各施設の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- ⑤ 研究機器等の操作指導及び保守管理に関する業務
- ⑥ その他各施設の管理運営上必要と認める業務

(2) 業務の基準

指定管理者が行う業務の内容、基準及び履行方法等について、条例、規則及びこの要項で定めるほか、次のとおりとします。

① 基本的事項

- ア 常に利用者等の立場に立った管理を行い、利便性の向上を図るとともに、利用者等の意見や要望を反映し、利用者等サービスの向上に努めること。
- イ 各施設の管理運営の基本方針に則した管理を行い、利用者の平等利用が確保され、施設の効用を最大限発揮するとともに、効果的・効率的な運営を行うこと。

② 指定管理者が行う業務の範囲に関する事項

ア 施設の効率的かつ効果的な利用の推進

（ア）各施設の広報を計画的に実施するため計画を策定すること。

（イ）入居率の向上を図るため、空き室等の公募については、適切な広報活動により十分な周知を図ること。

※情報発信等にインターネットを積極的に活用するとともに、各施設のパンフレットを作成する等利用者を増やすための広報を行うこと。

（ウ）入居企業等

研究室や実証室等を利用できる企業等は以下のとおりとする。

名 称	部 屋	利用できる企業等
バイオセンター	研究室及び実証室 （以下「研究室等」という。）	1. 一定以上の技術力を有し、研究成果の事業化を積極的に指向するもの。 2. 県、大学、国公立試験研究機関等と共同研究を行うもの。 3. 研究室等の利用者が行う研究開発を支援するもの。 4. 研究室等で行う研究又は技術開発は、バイオテクノロジー

		一等を活用した健康食品、医薬品等の分野に関するものであること。 ※入居期間は原則として5年です。
振興センター	事業支援室、研究室及び実証棟（以下「事業支援室等」という。）	1. 研究開発による製品化を積極的に指向するもの。 2. 研究開発成果の企業化を積極的に指向するもの。 3. 事業支援室の利用者の活動の内容を支援するもの。 4. 事業支援室等で実施する活動の内容は、バイオテクノロジーを活用した分野又はこれと関連性が高い分野に関するものであること。

※施設の新規利用の承認については、指定管理者が沖縄県学識経験者、産業関係者等から意見を聴いた上で決定します。

イ 入居企業等の支援

（ア）入居企業等の研究開発、事業化及びその他経営等の相談等に応じるため、インキュベーションマネージャーを配置する等、相談体制を整えること。

（イ）研究開発に関する支援策、学会等の各種イベントなどの情報を収集し、入居企業に提供するとともに、これらを活用した支援を実施すること。

（ウ）年に1回入居企業に対して事業進捗及び収支状況を確認し、状況に合わせた支援を行うこと。

ウ サービスの向上

各施設のサービスの向上を図るために実施する項目は、次のとおりとする。

名 称	サービスの向上のための実施項目
バイオセンター	①施設の設置目的を推進するための利用料金の減免規定について整備し、別途、利用料金減免表を作成すること。（過去の減免実績額は、別表5をご参照ください。） ※留意事項 利用料金の減免に伴う利用料金収入の減収については、管理運営経費に当該減収分を見込んでおり、沖縄県からの補填等はいりません。 ②サービス向上や利用者の増加に繋がる利用料金を設定し、別途、利用料金表を作成すること。 ③利用者の申し込みから利用の許可までの手続きを利用者にとって簡便なものにするともに、規程を整備すること。 ④利用者等から寄せられた意見、要望については、調査や分析のうえ管理の業務・サービスに反映させるとともに、苦情については速やかに対応すること。 ⑤その他予約受付開始等に関する利用の規程について整備すること。
振興センター	①サービス向上や利用者の増加に繋がる利用料金を設定し、別途、利用料金表を作成すること。 ②利用者の申し込みから利用の許可までの手続きを利用者にとって簡便なものにするともに、規程を整備すること。 ③利用者等から寄せられた意見、要望については、調査や分析のうえ管理の業務・サービスに反映させるとともに、苦情については速やかに対応すること。 ④その他予約受付開始等に関する利用の規程について整備すること。

エ 施設の効用を最大限に発揮させるための維持管理

(ア) バイオセンターにおける分析機器、実証機器等の操作指導、保守管理

- ・ 指定管理者は、機器の利用者にその操作方法について適切な指導を行うものとする。
 - ・ 機器の保守管理・操作指導を行う者は、機器の取扱いに精通していなければならない。
 - ・ 保守管理・操作指導を行う者の資格、経歴等を事業計画に明示すること。
- (詳細については、管理仕様書を参照)

(イ) 施設の安全管理

a 緊急時の対応

- ・ 指定管理者は、災害及び事故等の不測の事態（以下「緊急事態等」という。）の発生に対応できるよう、緊急事態等時に必要な最低限の資機材等の用意を行うこと。
- ・ 緊急事態等を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成すること。なお、危機管理マニュアルは、沖縄県に提出すること。
- ・ 消防署等関係機関からの危機管理マニュアル改善の助言や指導があった場合は、直ちに改善すること。
- ・ 指定管理者は、災害時等に沖縄県が緊急に避難場所として本施設を使用する必要があるときは、沖縄県の指示により、優先して避難者等を受け入れること。

b 予防対策

- ・ 危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置をすること。
- ・ 緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備すること。
- ・ 利用者等の安全の確保、事故防止対策を講じること。

c 事後対応

- ・ 緊急事態等が発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って、速やかに適切な措置を行うとともに、沖縄県をはじめ関係機関に連絡すること。

(ウ) 適切な維持管理計画

- ・ 関連法令等を遵守し、施設等を良好に維持管理すること。
- ・ 現在の維持管理レベル（別途管理仕様書の基準）を満たすこと。
- ・ 管理仕様書と異なる基準で施設等の維持管理を実施する場合はその方法を事業計画書に明記する。
- ・ 建築・工作物・設備等の設置、変更、改築及び修繕（軽微な修繕を除く）を行う際には、知事の承認を得ること。
- ・ 利用者等が安全、安心に施設を利用できるように、危険及び破損箇所、清掃を要する箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な対応をすること。
- ・ 修繕計画書、見積書及びその他の修繕に必要な書類について、沖縄県から要求がある場合は提出すること。
- ・ 維持管理及び修繕を実施するにあたり、利用者等の妨げにならないように配慮すること。
- ・ 資格、免許が必要な業務にあつては、直営、委託の形態を問わず、有資格者に業務を行わせること。

(エ) 管理に係る経費の縮減効果

収支バランスを勘案し、コスト削減に努めること。

(オ) その他関連する事項

- a 利用の許可にあたって、次のいずれかに該当すると認められるときは、許可しないこと。
- ・ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- ・公益を害するおそれがあると認められるとき。
- ・施設等を汚損し、損傷し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- ・上記以外で施設等の管理上支障があると認められるとき。
- b 利用にあたって、次のいずれかに該当すると認められるときは、許可を取り消し、または施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命じること。
 - ・条例若しくは条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
 - ・偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - ・許可に付した条件に違反したとき
 - ・前記 a に該当するに至ったとき
- c 利用の許可にあたって、施設の管理上必要があると認めるときは、利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、または必要な指示を行うことを利用者に対して通知すること。
- d 利用の許可にあたっては、施設の利用を終えたとき、または許可を取り消されるときは、原状回復義務があることを利用者に対して通知すること。
- e 各施設の利用料金の収受等に関する業務
 - ・利用料金の徴収方法、返還、キャンセル等の規程を整備すること。
- f 各施設の光熱水費等の支払い及び入居者等の負担分の徴収について
 - ・各施設の光熱水費等については、指定管理者が、県に代わり一括して電力会社等へ支払うこと。（施設の管理運営に係る光熱水費等は、指定管理料に含まれています。それ以外の入居者等が使用する分の光熱水費等については、指定管理者が入居者等から徴収して支払います。）
 - ・入居者等が使用した光熱水費等は、月毎に金額を算定し、入居者から徴収すること。
 - ・目的外使用許可に係る光熱水費についても、上記同様、入居者等が利用した光熱水費等を月毎に算定し、入居者等から徴収すること。
- g 施設賠償責任保険に加入すること。
- h 見学者・来客者の対応
 - ・見学希望者に対しては、積極的かつ親切に対応すること。
- i その他
 - ・各施設の管理に係る各種届出
各施設の管理に関し、必要な関係機関への届出や手続きを遺漏なく行うこと。
 - ・年度計画書の策定
毎年度、各施設の管理の業務に関する年度計画書を策定して、沖縄県に提出すること。
 - ・景観・美観に配慮した取組
植木等の植栽、伐採、移動を行う場合、知事の承認を得ること。
 - ・健康増進法による受動喫煙の防止
利用者の受動喫煙の防止に努めること。
 - ・遺失物、取得物の処置・保管業務
施設内での遺失物、取得物を発見した場合は、適切に対応すること。
 - ・近隣への配慮
地域社会の一員として、地域の住民、自治会等へ配慮すること。
 - ・個人情報保護のための措置
業務上、取り扱う個人情報（企業等の情報を含む。）について適正な管理を行い、情報漏洩が起らないよう、保護のための措置を講じること。
 - ・その他知事が必要と認めた業務について、実施すること。

③ 管理を行うための人的、財政的対応

ア 収支計画

経営システムの導入

(ア) 事業計画書に基づき実施した事業について評価を行い、その評価結果をその後の事業に反映させ、事業内容を継続的に改善すること。

(イ) 経理帳簿事務における計数管理及び事務の合理化に努めること。

イ 人的対応

(ア) 事業計画が実行可能な十分な職員体制を取ること。

- ・常駐の総括責任者と管理に必要な人員を配置すること。
- ・管理の業務が適切であるかについてチェック体制を確立すること。
- ・施設の管理に支障がでない職員の勤務体制とすること。

(イ) 必要な職員の確保に努めること。

(ウ) 人材育成

- ・サービスの向上を図るため、配置する全職員が業務全般を理解し対応できるよう、職員の研修を定期的に行うこと。

④ その他、各施設の設置目的を達成するための事項

ア バイオ産業関連の拠点形成に資する取り組み

(ア) 各施設の機能を十分に発揮させるため、県内企業、健康食品及びバイオ関連団体、関係機関との連携を図ること。

(イ) 入居企業等と地域及び県内外関連団体等とのネットワーク構築やバイオ産業人材の育成、バイオ関連分野の拠点形成につながる取組を実施すること。

6 自主事業

(1) 指定管理者は、自己の責任と費用により、各施設の利用促進・活性化に資する事業（以下「自主事業」という。）を行うことができます。

(2) 自主事業から得られる収入は指定管理者の収入とします。

(3) 自主事業の実施に当たっては、事前に県に対して提案を行い、承認を得る必要があります。

(4) 事業計画書において提案された自主事業の可否については、県と協定を締結する際に改めて協議するものとします。

なお、提案した自主事業が認められることが応募の条件である場合は、必ずその旨を事業計画書に明記してください。

(5) 自主事業の提案については、選定時の評価対象とします。

(6) 自主事業の提案に当たっては、下記の点に留意してください。

- ①各施設の設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること。
- ②指定管理者の管理運営業務に支障を与えるものではないこと。
- ③入居企業等の事業の不利益とならないこと。
- ④公共性の確保が図られていること。

(7) 自主事業実施にあたって県有施設を使用する場合は、県への使用料支払が必要となる場合があります。

7 管理運営の基準

指定管理者が行う業務の内容、基準及び履行方法等について、条例、規則及びこの要項で定めるほか、次のとおりとします。

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、各施設の管理運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守してください。

- ① 地方自治法、同施行令、同施行規則、沖縄県行政手続条例、同施行規則（平成 8 年規則第 6 号）ほか行政関係法令
- ② 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例、同施行規則
- ③ 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例、同施行規則
- ④ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、ほか労働関連法令等
- ⑤ その他各施設を管理するための業務に関連する全ての関係法令等

(2) 沖縄県行政手続条例の適用

指定管理者は、沖縄県行政手続条例（平成 7 年条例第 28 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「行政庁」に該当するため、処分等の手続きは同条例の規定に基づいて行っていただきます。

(3) 沖縄県暴力団排除条例の適用

指定管理者は、当該施設の利用が暴力団の利益になる恐れがあると認められる場合は、沖縄県警察本部に照会し、必要に応じて排除措置（利用の不承認又は利用の承認の取消し）を講じてください。

(4) 業務執行体制

① 文書取扱規程の整備

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、沖縄県文書管理規程、同運用通知に準じ、別途文書の管理に関する規程等を定めるものとします。

② 情報公開規定の整備

指定管理者が業務実施にあたり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開について、別途情報公開規程等を定めるものとします。

③ 手続規程等の整備

使用許可の取消しなど行政処分の実施に係る手続規程の整備を行い、適正な執行体制を確保するものとします。

また、施設の利用上の利用者指導については、沖縄県行政手続条例の行政指導の規定の趣旨に則った対応をとるものとします。

④ 個人情報保護の取扱い

指定管理者は、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとします。

指定管理者が行う公の施設の指定管理業務に従事している者、若しくは従事していた者は、同条例第 12 条の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。

個人情報の漏えい等の行為には、同条例第 63 条及び第 67 条に基づく罰則規定があります。

⑤ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了し

た後も同様とします。

⑥区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行います。

また、現金を扱う場合には、その取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

⑦業務委託の制限

指定管理の業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

業務を第三者に委託する場合には、その内容について、あらかじめ県の承認を得なければなりません。

(5) 業務に必要な物品の調達

バイオセンターにおける指定管理業務の実施に必要な県所有の物品等は、指定管理者に無償で貸与します。

なお、「備品一覧表（別表4）」に記載されていないものについては、業務開始までに別途指定管理者が用意するものとします。

指定管理者は、貸与を受けた物品等について、指定期間中、台帳を備えて数量、使用場所、使用状況等を把握するなどして適正に管理するとともに、常に良好な状態に保つものとします。

指定期間中に、上記貸与物品の劣化による更新等で新たな物品が必要となった場合は、県が直接調達又は県が指定管理者に指示して調達させることとし、当該物品の所有権は県に帰属するものとします。

また、各施設の集客力向上、サービス向上等のために指定管理者が購入する物品について、当該物品の所有権は指定管理者に帰属するものとします。なお、これらの物品の購入を実施する場合には、事前に県と協議を行ってください。

(6) 賠償責任保険への加入

指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え賠償責任保険に加入するものとします。

(7) 指定管理者名等の表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者である県の連絡先を施設内に表示するとともに、案内パンフレット等に明記することとします。

(8) 特記事項

会議室の一部及び各施設の自動販売機事業者が独占的に使用する部分などについては、別途、行政財産の目的外使用許可を行っています。

目的外使用許可については県が手続きを行います。目的使用許可に係る使用料は県の収入となります。

8 施設利用料の取り扱い、施設管理に要する経費等

(1) 利用料金制の採用

① 各施設の管理にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用するため、各施設の利用に係る料金は指定管理者の収入となります。

② 指定管理者は、バイオセンター条例第16条第2項及び振興センター条例第13条第2項の規定に基づき、各条例別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、各施設の利用料金の額を知事の承認を得て決定します。

③ 利用料金収入等は、各施設等を利用する日の属する年度の収入とします。

- ④ 自主事業にかかる収入・支出は、収支計画書の別枠に計上してください。なお、当事業が行政財産の目的外使用に該当する場合は、知事の許可が必要となります。

(2) 剰余納付金 ※金額は全て消費税及び地方消費税額を含む

① バイオセンター

バイオセンターについては、剰余納付金の設定を行いません。

② 振興センター

ア 指定管理者の利用料金等収入（年額：未回収金を含む）が 62,676 千円までは、15,305 千円を県に納入するものとします。

※振興センターの利用料金等収入とは、条例別表に定める利用料金収入のほか、塵芥料及び自販機収入のことで、年額で未回収金も含む（入居企業が負担する光熱水費分は除く）。

イ 指定管理者の利用料金等収入が、62,676 千円を超えた場合は、上記アに加え、利用料金等収入と 62,676 千円の差額の 50 パーセントに相当する額を県に納付するものとします。なお、上記により算出された額に 100 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

ウ 剰余納付金は、県による額の確定後、速やかに県に納付するものとします。

(3) 管理運営経費 ※金額は全て消費税及び地方消費税額を含む

① 県は、管理運営経費として、提案された収支計算書を基に、指定管理料を支払います。

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、支払時期や方法は協定書において定めます。

② 指定管理料は次の額を上限とします。県が支出する指定管理料がこの額の範囲内に収まるよう提案して下さい。

収支計算書に記入された5年間の指定管理料の合計が上限額の合計（バイオセンター分 204,674 千円、振興センター分 0 千円）を上回る金額であった場合は、失格とします。

※振興センターについて、指定管理者は、利用料金等収入をもって管理運営経費をまかなえるように運営を行うものとし、管理運営経費として、各年度 47,371 千円を見込んでいます。また、実際の管理運営経費が管理運営経費の見込額を超えた場合でも、県から補填は行わないものとします。

指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）		
	バイオセンター	振興センター
令和9年度（R9.4.1～R10.3.31）	49,046 千円	0 千円
令和10年度（R10.4.1～R11.3.31）	49,047 千円	0 千円
令和11年度（R11.4.1～R12.3.31）	35,527 千円	0 千円
令和12年度（R12.4.1～R13.3.31）	35,527 千円	0 千円
令和13年度（R13.4.1～R14.3.31）	35,527 千円	0 千円
合計	204,674 千円	0 千円

③ 指定期間中において、工事等により、施設の管理運営内容に変更が生じる場合は、指定管理料を見直すことがあります。

④ 指定管理料は、利用料金の減免を行った場合でも、その分の補てんは行いません。

⑤ 指定管理料の支払時期や方法については、協定で定めることとします。

(4) 会計の区分

各施設の管理に関する会計はそれぞれ独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。

9 応募資格要件

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次の全ての要件を満たす者としてします。

- ① 沖縄県内に主たる事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体(以下「法人等」という。)であること。(共同企業体の場合、代表となる団体は県内に主たる事務所又は事業所を有し、他の構成員は県内に事務所又は事業所を有すること。)

※主たる事務所又は事業所とは、税等の法令上の用語で、いわゆる本店に当たるものとし、事務所又は事業所とは、いわゆる支店に当たるものとする。

- ② 国税及び地方税の滞納がない法人等であること。
- ③ 指定期間中に、解散・廃止の恐れがない法人等であること。
- ④ 施設管理の総括責任者を専任で配置できる法人等であること。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する法人等は、応募することができません。仮に、申請が受けつけられた場合でも、申請は無効となります。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等
- ② 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている法人等
- ③ 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である法人等
- ④ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している法人等
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している法人等
- ⑦ 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う団体
- ⑧ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- ⑨ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、指定管理者の選定審査の対象から除外します。

- ① 指定管理者制度運用委員会委員に、選定審査に関する照会や要求を行ったり、個別に接触した場合
- ② 提出された書類に虚偽の記載があった場合

- ③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ その他不正な行為があった場合

(4) 共同企業体で応募する際の注意事項

共同企業体で応募する際には、次に掲げる事項に注意してください。

- ① 代表者又は代表となる団体を決定すること。
- ② 指定管理者の選定後、県と指定管理者との間で締結する協定（以下「協定」という。）は、代表者又は代表となる団体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同企業体の構成員全体で負うこと。
- ③ 各構成員が応募資格要件を満たすこと。
- ④ 同一団体が複数の共同企業体にまたがり、応募することはできないこと。

10 指定管理者選定スケジュール

指定管理者の選定は、次のスケジュールを予定しています。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ① 募集要項等の公表 | 令和8年8月24日 |
| ② 現地説明会の申込期限 | 令和8年9月4日 |
| ③ 指定管理者募集に係る現地説明会（バイオセンター） | 令和8年9月11日午前10時～11時半 |
| ④ 指定管理者募集に係る現地説明会（振興センター） | 令和8年9月11日午後1時半～3時 |
| ⑤ 公募に関する質問の受付期限 | 令和8年9月25日 |
| ⑥ 質問の回答期限 | 令和8年10月2日 |
| ⑦ 申請書類等の提出期限 | 令和8年10月23日 |
| ⑧ 指定管理者制度運用委員会による審査 | 令和8年10月下旬 |
| ⑨ 選定結果の公表 | 令和8年11月中旬 |
| ⑩ 県議会への指定管理者指定議案の上程 | 令和8年11月定例会予定 |
| ⑪ 指定管理者の指定 | 令和9年1月予定 |
| ⑫ 指定管理者との協定締結 | 令和9年3月予定 |
| ⑬ 業務開始 | 令和9年4月1日（木） |

11 募集要項の配布・現地説明会等について

(1) 配布期間

配布期間	令和8年8月24日（月）から令和8年10月23日（金）まで
------	-------------------------------

(2) 配布場所

配布書類	配布場所
募集要項説明書 申請様式集 管理仕様書	・ 沖縄県商工労働部ものづくり振興課（沖縄県庁 8階） ・ 沖縄県商工労働部ものづくり振興課ウェブページ上 【ホームページアドレス】 https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025065/1037590/1040989.html
参考資料	・ 沖縄県商工労働部ものづくり振興課（沖縄県庁 8階）

※窓口は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前9時から午後5時までです。

(3) 設計図面の閲覧

① 閲覧期間

令和8年9月11日（金）から令和8年9月25日（金）まで。ただし、各施設の休業日は除きます。

② 閲覧場所

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター

沖縄バイオ産業振興センター

③ 閲覧申込

事前にバイオセンター（電話：098-934-8435）及び振興センター（電話：098-923-1768）までそれぞれ申し込んでください。

④ 留意事項

各施設にはものづくり振興課の担当者は常駐しておりませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

(4) 現地説明会の開催

現地説明会を下記のとおり実施します。下記の現地説明会以外の日時における施設の見学の希望は業務に支障があるため、受け付けすることができません。説明会当日には、事前に配布した募集要項等の資料を持参してください。なお、説明会への参加は応募の必須条件ではありませんが、現場の状況確認及び事業計画書作成のため、可能な限りご参加いただくことを推奨します。

① 開催日時

バイオセンター：令和8年9月11日（金）午前10時00分から午前11時30分まで

振興センター：令和8年9月11日（金）午後1時30分から午後3時00分まで

② 集合場所

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター エントランスホール

沖縄バイオ産業振興センター 1階ロビー

③ 申込み等

説明会への参加を希望する法人等は、説明会参加申込書（第9号様式）に必要事項を記載した用紙を作成し、令和8年9月4日（金）午後5時までに、19「問い合わせ先」まで、ファックスまたはメールによりお申し込みください。

出席者は、1法人等につき、2名以内（共同申請者も1法人等と見なします。）といたします。

(5) 募集要項等に関する質問及び質問に対する回答

応募者間の公平性及び正確性を確保するため、質問については下記の方法で行います。

質問の受付期間及び質問に対する回答の期日

質問の 受付期間	令和8年9月11日（金）から令和8年9月25日（金）午後5時まで（必着）
受付方法	・質問がある法人等は別添の質問票（第8号様式）を19「問い合わせ先」までファックスまたはメールにより提出してください。 ・電話、口頭等上記に記載する方法以外の方法による問合せには応じません。 ・質問票に記入漏れがある場合は質問を受け付けることができません。
質問に対する 回答	・質問事項に対する回答は令和8年10月2日（金）までに沖縄県商工労働部ものづくり振興課webページ上にて回答します。 ・他の申請予定者の特殊な技術、ノウハウ等に関する事項で、他の申請予定者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問に対しては、回答しません。 【ホームページアドレス】 https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025065/1037590/1040989.html

12 申請の手続き

(1) 申請書類の提出

指定管理者指定申請書等は、受付期間内に持参してください。持参する際は、事前に電話連絡をお願いします。ただし、役員等名簿（第7号様式）は、受付期間内に19「問い合わせ先」までファックスまたはメールにより提出してください。

受付期間	令和8年10月5日（月）から令和8年10月23日（金）（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）ただし、役員等名簿（第7号様式）は、令和8年10月5日（月）から令和8年10月9日（金）。
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	沖縄県商工労働部ものづくり振興課（沖縄県庁 8階）

(2) 提出書類

書類名	様式番号
1 指定管理者指定申請書 ・誓約書 ・団体概要書 ・共同企業体構成員表（複数の法人等で申請する場合に提出） ・共同企業体協定書（写し） ・事業計画書 ・役員等名簿	第1号様式 第2号様式 第3号様式 第4号様式 第5号様式 第6-1号様式 ～第6-10号様式 第7号様式
2 添付書類 ア 法人である団体にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（3ヶ月以内のもの） イ 法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。） ウ 過去3ヵ年における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録） エ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 (ア) 法人である団体にあつては、過去3ヵ年における国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、沖縄県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目）等 (イ) 法人でない団体にあつては、過去3ヵ年における代表者の国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、沖縄県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目）等 (ウ) 団体の組織図や業務執行体制がわかる書類 ※ 共同申請の場合は、各構成団体すべてにおいて、上記2の申請に関する添付書類をすべて提出して下さい。	

（３）提出書類の様式、提出部数等

①用紙の大きさは、原則として日本産業規格A 4に統一して下さい。

提出書類に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

②提出書類は、下欄にページ数を記載して下さい。

③提出部数は、A 4フラットファイルにファイリングしたものを正本1部、副本10部（正本の複写可）とします。

（４）提出書類の著作権、情報公開

①提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、沖縄県は指定管理者の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容の全部及び一部を使用できるものとします。

②提出された書類は返却しません。

③提出された書類は、沖縄県個人情報保護条例の規定に基づき取り扱います。

（５）申請にあたっての留意事項

①申請にあたっては、法人等の名称等、申請のあった事実が公表されることを十分理解した上で行って下さい。

②県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはなりません。

③申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

④提出書類の差し替え、書類追加は原則として認めません。

⑤取り下げ後の再提出は原則として認めません。

⑥必要に応じ追加資料の提出、書類の内容についての説明を求めることがあります。

⑦申請内容について虚偽等が確認されたときは、選定の対象者から除外します。

⑧申請書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとします。

1 3 選定及び審査基準

（１）選定方法

指定管理候補者の選定は、次のとおり行います。

① 応募資格審査

指定管理者指定申請書の提出後、沖縄県商工労働部ものづくり振興課において、申請者の応募資格要件の適否審査を行います。資格を満たさない場合又は確認できない場合若しくは指定管理料の上限額を超過する場合又は募集要項、仕様書等で要求される基準を1つでも満たしていない場合は、その時点で失格とします。

② 委員会による審査

「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター指定管理者制度運用委員会」（以下「委員会」という。）が、提出書類及び応募者によるプレゼンテーション（10月下旬予定）について審査を行い、点数の高い者を指定管理候補者として選定します。

なお、次の要件に1つでも該当した場合、失格とします。

ア 指定管理業務を遂行できる財務状況にないと判断された場合

イ 施設の管理運営能力がないと判断された場合

ウ 現状の管理水準を維持できないと判断された場合

エ 適正な人員配置が困難と判断された場合

また、指定管理者の候補者において正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者の候補者を選定します。

委員会では、必要に応じて、施設関係者等の意見を聞くことがあります。

※ 採点にあたっては、サービスの維持向上及び稼働率アップ（集客等）の取り組みについての評価に比重が高まるよう配点されます。

※ 委員会で指定管理候補者として選定された団体は、沖縄県議会の承認を経て知事が指定管理者として指定します。

（２）審査基準

次の４項目全てを評価する総合評価方式により選考します。審査表は別表３のとおりとします。

①事業計画書の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであるか。（条例第６条第１号）【配点５点】

ア 各施設の設置目的に合致した管理運営方針

イ 平等な利用を図るための具体的な方法

②事業計画書の内容が、各施設の効用を最大限に発揮させ、効率的な管理がなされるものであるか。（条例第６条第２号）【配点４０点】

ア 各施設の利用促進を図るための具体的手法

イ 入居企業の支援

ウ サービスの向上を図るための具体的手法

エ 各施設の設置目的を達成するための自主事業の実施

オ 各施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性

カ 管理に係る経費の縮減効果

③事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な物的及び人的能力を有するものであるか。（条例第６条第３号）【配点３５点】

ア 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性

イ 安定的な運営が可能となる人的能力

ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤

エ 管理運営体制

④その他、各施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであるか。（条例第６条第４号）【配点２０点】

ア 入居企業の支援

イ バイオ産業関連の拠点形成に資する取り組み

（３）選定結果の通知

選定結果は、申請者（公募者全団体）に通知するとともに、応募者名及び得点状況等は、県ホームページで公表します。なお、選定にあたっては、最も効果的かつ収益的な管理が実施できる団体を選定します。

1 4 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定後、知事は速やかに、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」を指定管理者と締結します。また、年度ごと(4月1日～翌年3月31日)に締結する「年度協定」を別途締結します。

(2) 協定締結ができない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、知事はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 応募資格要件を喪失したとき。
- ⑤ 申請内容について、虚偽等が確認されたとき。

(3) 施設管理開始までの留意事項

- ① 各施設の管理の引継ぎについては、協定締結後、随時行うものとします。なお、引継ぎにあたって必要な経費は、新たな指定管理者の負担とします。
- ② 現在、各施設の管理に従事している者について、人的ノウハウを継承する必要があることから、再雇用を希望する者について配慮してください。
- ③ 指定管理者による施設等の管理開始前に、現管理者がすでに受け付けている令和9年4月1日以降の利用の予約については、新たな指定管理者が引き継ぐものとします。管理者の変更により、利用申込者が不利益を被らないように配慮してください。

1 5 指定管理者の留意事項

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」及び「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」等に基づき、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について県へ報告するものとします。

(2) 指定管理業務及び自主事業に係る事業報告書等の提出

指定管理者は、次のとおり、指定管理業務月報、事業計画書及び収支計算書、事業報告書等を県に提出するものとします。

- ① 業務月報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 毎月
- ② 上半期報告書(4月1日～9月30日までの事業実績)・・・毎年10月10日
- ③ 年間事業計画書及び収支予算書(翌年度計画)・・・・・・・・ 毎年3月中旬
- ④ 事業報告書(4月1日～翌年3月31日までの事業実績)・・・毎年4月末
- ⑤ その他県が必要と認める書類

(3) 指定管理業務等の評価

県は、指定管理業務に関して、基本協定書及び年度協定書(以下「協定書」という)等に従って適切に管理運営を行っているかどうかについて、適時、関係書類の閲覧または提出等を求め、若しくは調査することにより、指定管理業務に関する評価を行います。このとき、指定管理者は、速やかに報告書等を提出し、または調査に協力して下さい。

なお、評価の結果、指定管理者の行う指定管理業務が、協定書等の水準(以下「要求水準」とい

う)に達していないと県が判断した場合、県は業務の改善等必要な指示を行います。指示に従わず改善がみられない場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を行います。

①定期評価

県は、指定管理者から事業報告書の提出があったときは、指定管理業務の内容が要求水準を満たしているかについて確認を行います。

②随時評価

県は、必要があると認めたときは、指定管理業務及び経理の状況に関し指定管理者に報告を求め、または施設内において指定管理業務の調査を行うことがあります。

(4) 監査

指定管理者は、地方自治法第 199 条第 7 項、第 252 条の 42 第 1 項及び沖縄県外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成 11 年沖縄県条例第 2 号)に基づき、指定管理者が行う管理の業務に係る出納関連の事務について、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けることとなります。

1 6 県と指定管理者のリスク分担

県と指定管理者の業務区分は別表 1、また、県と指定管理者のリスク分担は別表 2 のとおりとします。

ただし、いずれにも定めのない業務やリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、業務区分及びリスク分担を決定するものとします。

※「リスク」とは、協定締結の時点で想定できない事由によって損失が発生する可能性のことを指します。

1 7 指定管理者の取消等

(1) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

なお、指定管理者が共同企業体の場合で、その構成団体の一部が倒産等により事業の継続が困難となった場合は、県と協議するものとします。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、またはその恐れが生じた場合には、指定管理者に対して管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることがあります。

(3) 指定管理者の取り消し等

県は、下記のいずれかに該当する場合、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規程に基づき、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

- ①指定管理者の倒産または指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理運営を継続することができないと認められる場合。
- ②社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合。
- ③指定管理期間中に応募資格要件等の条件を満たさなくなった場合。
- ④指定管理業務の内容改善に関する県からの指示に対し、指定管理者が従わなかった場合。

(4) 損害賠償について

前記(3)の措置により、指定管理者の指定を取り消され、または期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、県に損害が生じた場合には、指定管理者は県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) 疑義の解決

業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

18 業務の引継

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、指定管理者は円滑な引き継ぎに協力しなければなりません。

引き継ぎに当たって必要な経費は、新たな指定管理者の負担とします。

なお、現在、管理業務に従事している者について、安定的なサービスの提供、ノウハウの継承の観点から、再雇用を希望する者については、配慮してください。

19 問い合わせ先

所 管： 沖縄県商工労働部ものづくり振興課（指定管理者公募担当）

所 在： 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

電子メールアドレス： aa055301@pref.okinawa.lg.jp（ものづくり振興課代表端末）

TEL： 098-866-2337

FAX： 098-866-2447

別表 1

県と指定管理者の業務区分

業務の種類	業務内容		区分	
			県	指定管理者
施設の 維持管理	植栽管理	樹木、草地、芝生、花壇等の維持・育成		○
	工作物管理	園路、広場、休養施設、管理施設等の維持・小規模修理		○
	清掃	塵芥、便所等の清掃		○
	点検巡視	植物、工作物の点検巡視		○
	整備・改善	建築物等の新築、増築、大規模修繕	○	
施設の 運営管理	安全巡視	パトロール、救護等		○
	利用指導	施設案内、利用方法の指導、苦情対応、県民協働等		○
	利用増進	広報、催事の実施、利用促進		○
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
		本格復旧	○	
法的管理	許認可等	行為許可、利用の禁止		○
		設置管理許可、占用許可	○	
		有料施設の利用許可、利用料徴収		○

別表 2

県と指定管理者のリスク分担

沖縄県と指定管理者の責任分担の考え方は、原則として次の表のとおりとします。
詳細については、別途「基本協定書」により、締結します。

事由	内容	区分（注１）	
		県	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更 （別途協議を必要とします。）	○	○
事業の中止・延期	沖縄県の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力（注２）	不可抗力（暴風、豪雨、自身、落盤、火災、騒乱、暴動 その他県又は指定管理者のいずれの攻めにも期すことの できない自然災害又は人為災害）に伴う施設、設備の修 復による経費の増及び事業履行不能	○	
書類の誤り	維持管理基準等、県が責任を持つ書類誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤 りによるもの		○
管理費上昇	管理費の増大		○
	急激な物価上昇	○	
施設、機器の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	指定管理者の責めに帰すべき事由によらない場合（小規 模なもので、50万円未満の修繕費）		○
	上記以外の場合	○	
要求水準の未達	協定により定めた要求水準に不適合		○
施設の利用不能等による利用 料金収入の減少	沖縄県の責めに帰すべき事由による場合	○	
	上記以外の場合		○
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を 与えた場合（不適切な維持管理による利用者のけが等）		○
	上記以外の場合（別途協議を必要とします。）	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損 害を与えた場合（不適切な管理運営により騒音・振動等 の苦情等）		○
	上記以外の場合（別途協議を必要とします。）	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合、又は指定管理者が 指定期間途中において業務を廃止した場合における事業 者の撤収費用、引き継ぎに要する費用		○

注１ ○がリスク分担者である。

注２ 台風等による、短期間の履行不能を除く。

別表 3

審査表

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター 指定管理候補者審査表								
選定基準	審査項目		審査内容	様式	配点	団体A	団体B	団体C
①事業計画書の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであるか。 (条例第6条第1号)	ア	各施設の設置目的に合致した管理運営方針	各施設の設置目的に合致した管理運営方針となっているか	様式6-6	5			
	イ	平等な利用を図るための具体的な方法	事業内容等が一部の企業等に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか					
	ア	各施設の利用促進を図るための具体的な手法	年間の広報計画、空き室の公募方法の内容は適切か	様式6-6 様式6-7	5			
	イ	入居企業の支援	バイオセンターにおいて入居者の研究開発等進捗確認・事業化支援策は十分か	様式6-6	10			
	ウ	サービスの向上を図るための具体的な手法	利用手続の簡便化などサービスの向上のための取組内容は適切か	様式6-6	5			
			利用料金の設定は適切か					
	エ	各施設の設置目的を達成するための自主事業の実施	自主事業は、施設の効用を最大限かつ効果的に発揮させる内容となっているか	様式6-4 様式6-6	5			
	オ	各施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	バイオ関連の実験施設・実証施設としての施設管理、安全管理は適切か	様式6-6 様式6-8	10			
			関連する法令等を遵守した施設の維持管理となっているか	様式6-6 様式6-9 様式6-10				
事故防止などの安全管理対策及び急病、事故、災害発生時など緊急時の対応及び実施体制は十分か			様式6-6 様式6-8 業務執行体制					
カ	管理に係る経費の縮減効果	妥当な積算となっているか	様式6-1 様式6-6	5				
③事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な物的及び人的能力を有するものであるか。 (条例第6条第3号)	ア	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収支、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか	様式6-1 様式6-6	5			
			収支計画の実現可能性はあるか					
	イ	安定的な運営が可能となる人的能力	適切な資格や実績を持つ人員が配置できるか	様式6-2 様式6-3 様式6-6	10			
			労働条件の法令等は遵守できているか	様式6-6 様式6-9				
			職員の指導育成や研修等の資質向上につながる体制や計画は十分か	様式6-2 様式6-6 業務執行体制				
	ウ	安定的な運営が可能となる財政的基盤	団体の財務状況は健全か	様式6-6 貸借対照表、収支(損益)決算書、財産目録	10			
	エ	管理運営体制	当該施設の管理運営が適切に実施できる体制を有しているか	様式6-6 事業報告書	10			
④その他、各施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであるか。 (条例第6条第4号)	ア	入居企業の支援	インキュベーションマネージャーの配置や相談に応じる支援体制は十分か	様式6-2 様式6-3 様式6-6 業務執行体制	10			
			入居者の研究開発等進捗確認・事業化支援体制は十分か、又入居者向けの情報発信や支援計画は十分か					
	イ	バイオ産業関連の拠点形成に資する取り組み	県内企業及びバイオ関連団体、関係機関等との連携体制や計画は適切か	様式6-6	10			
			ネットワークの構築や事業マッチング等のバイオ関連分野の拠点形成に繋がる取組は効果的かつ実行可能か					
		入居率向上の取り組みは効果的かつ適切か						
合計点数					100			